



すみりんニュース No.62

編集・発行 公益財団法人住吉隣保事業推進協会
編集発行人 理事長 友永 健三

公益財団法人住吉隣保事業推進協会 〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東5-6-15
TEL(06)6674-3732 FAX(06)6674-3700 <http://www.sumiyoshi.or.jp/>

【この号の内容】

- 「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座報告…………… 1-5
『木や森とともに生きる』～マイお箸づくりをつうじて～
講師：米地徳行（NPO 法人木育フォーラム理事長）
- 「1960年6月 住吉隣保館設立前後の住吉地区の様子（後編）」……………5-9
講師：吉田敏彦（元隣保館職員）
- 住吉隣保事業推進協会のうごき
理事会・評議員会を開催しました……………9
ご寄付のお願い……………9
賛助会員を募集しています！……………10
- お知らせ「第26回住吉・住之江じんけんのつどい」……………10

去る7月28日（土）午前10時～正午まで、すみよし隣保館 寿において、2018年度「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座7月例会を開催しました。

当日は、小学生から80代までと幅広い参加がありました。講師に、NPO 法人 木育フォーラム理事長の米地徳行さんをお招きし、クイズやスライドを通して木や森について、さらには環境問題について説明をしていただきました。また、桜の木材を使用して箸を作るワークショップを行いました。（事務局）

■ 「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座 『木や森とともに生きる』～マイお箸づくりをつうじて～

講師：米地徳行さん（NPO 法人木育フォーラム理事長）

私たちNPO法人木育フォーラムは、2012年に設立し、子どもをはじめとするすべての人が木を身近に使っていくことを通じて、人と、森や木との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育むことを目的として活動しています。今

日は、世界にひとつだけのお箸づくりをつうじて、暮らしに木を取り入れ、木のこと、森のことを考えてみたいと思います。

「木を切ることはよいことですか 悪いことですか」

私たちは、よく小学校とかへ出前授業にも行きますが、いつも初めにたずねることがあります。

「木を切ることはよいことですか悪いことですか」ということです。

このとき9割以上の方が「悪いこと」と答えます。世間一般ではそう思われているようです。理由は「木がなくなる」「動物の住むところがなくなる」「木がかawaiiそう」といったことが挙げられます。

今日は、そうではないということを、クイズも交えてお話ししたいと思います。全部3択です。

第1問 日本の森の面積は、国全体の陸地の何%くらいでしょうか。

70% 50% 30%

正解は「70%」です。日本は世界第2位といわれています。世界的には砂漠とかも多くて平均が30%くらいですから、日本はずいぶん森に囲まれた国だといえます。ちなみに第1位はフィンランドで90%ほどが森です。

第2問 現在の日本の森は、30年前に比べて何%くらいになっているでしょうか。

50% 70% 変わらない

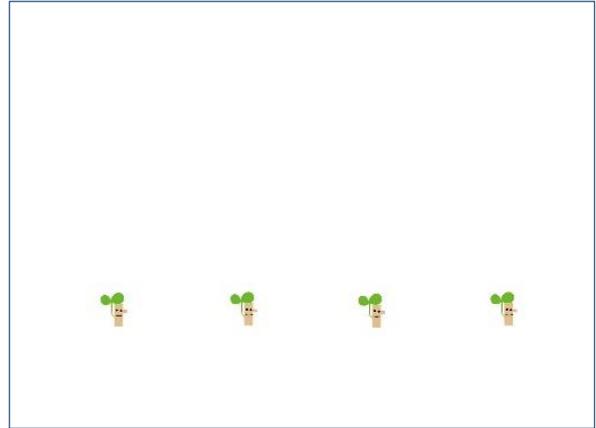
正解は「変わらない」です。むしろ木が成長する分だけ増えているともいえます。

第3問 日本で使われる木のうち、外国の木は何%くらいでしょうか。

20% 50% 80%

正解は80%です。さまざまな理由で輸入材の方が安いということが背景にあると思いますが、身近にたくさんあるのに国産材が使われていないということなのです。

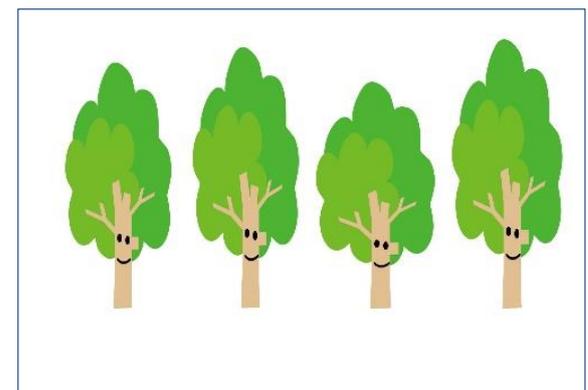
「木を切る」ことで健全な森を育てる



では、「木を切る」ということはどういうことか考えてみたいと思います。



木の苗を植えて植林したあと、木は根っこから栄養を吸収しながら、光を浴びてだんだんと成長します。



木が大きくなると、隣の木との間が狭くて枝を横に張ることができずに上へと伸びていき、また木どうしが栄養分を取り合いになるため、どの木もヒョロヒョロになっていきます。

動物だったらえさが少なくなると、えさの豊富なところへ移動しますが、木は移動できません。

さらに木と木の間に隙間がなくなって地面に日差しが届かず、下草なども育たないため、それが朽ちてできるはずの土もやせてきます。



間隔が狭くなりすぎて日光があたりなくなった死の森

その結果、写真のような「死んだ森」になってしまいます。



細く育ってしまい、根がむきだしになった木々

写真を見ると、雨によって土が流されて、木の根っこがむき出しになっています。

最近のような集中豪雨があると、斜面が木の根ごと流されて土石流となり、大きな被害をもたらすこともあります。



ではどうしたらいいのでしょうか。

木が大きくなるのにもなって、少し切ってあげたらどうでしょう。



木と木の間が広がり、木はのびのびと育つことができます。また、根元にも日差しが差し込み、下草も青々と育つことができます。



間伐が行われ根元まで日が差しこんでいます

どうでしょう、先ほどの写真とは全然ちがう生命力あふれる美しい森になることができます。

美しい森は私たちの生活に潤いと恵みをもたらします。



また、最近世界的に大きな問題となっているプラスチックやビニールなどの石油から作られたものと違って、倒れた木や枯れた木は腐って土となり、新たな生命を育てることにもつながります。このように、木は優れた循環型素材であり、成長の過程では光合成で二酸化炭素を吸収することもあって、環境にも優しい素材であるということが出来ます。

最後にまとめますと、木を切ること、生活に使うことは、決して悪いことではなくて、むしろ元気な森を育てることだといえます。

日本は国土の70%が森林である世界で第2位の森林国です。30年前からくらべ森林面積は変わっておらず、むしろ木材の蓄積量は約2倍になっています。

日本では木材が使われていないことが問題で、木を「上手に使う」、そして「植える」「育てる」「収穫する」という森の健全なサイクルが必要です。

元気な森はCO₂を吸収するだけでなく、土砂災害を防いだり、豊かな水の供給や多様な生物を育むなど私たちの生活にさまざまな恩恵を与えてくれるのです。

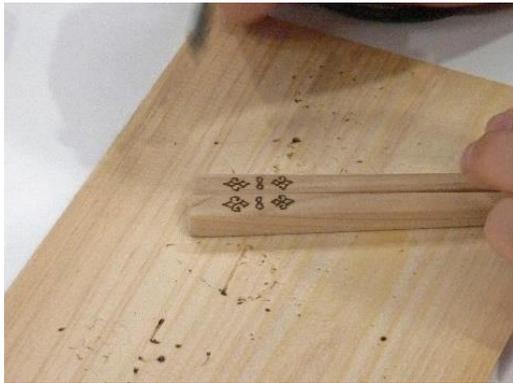
今日は、このあとみんなでおはし作りを行います。これを機会に、日々の生活に木を活かすこと、これからも木とともに暮らすことの大切さを感じていただきたいと思います。

木の種類をあてるクイズもありました。



- 1 ヒノキ：独特の香りがする。
- 2 スギ：日本で一番多い木。値段が一番高い木でもあり、一番安い木でもあり、幅広く使われている。
- 3 パープルハート：アフリカなど熱帯の木。重たくて色の濃いのが特徴。
- 4 サクラ：今回のお箸づくりにも使用する赤っぽい高級な木。
- 5 キリ：日本で一番軽い木で、タンスや下駄などに使われる。火に燃えにくくタンスのほか、金庫の内側などにも使われる。
- 6 ナラ：タモと似ている。高級な家具やウィスキーの樽などに使われる。
- 7 タモ：美しい木目があり、バットに使われる。
- 8 ブラックウォールナット：アメリカ産のクルミの木。茶色をしており高級な家具材として使われる。





■ 「1960（昭和35）年6月 住吉隣保館設立前後の住吉地区の様子（後編）」

*（前編）は「すみりんニュースNo.60」に掲載

吉田敏彦（元隣保館職員さん）

1960（昭和35）年6月に住吉隣保館建設

地区の青年会館（公民館）の跡地に公設置民営として2階建ての隣保館ができる。建物の構造と設備は、1階が事務所、^{れんぱいしょ}廉売所（主に文房具など）、トラホーム診療所（大阪市から専門看護婦1名が出向）、和室、婦人室、管理人室

（非正規職員の地区の夫婦が居住）、トイレ、公衆電話。2階は、舞台付き集会場、ベランダ、青年室、図書室（学習室）、トイレ。屋上は、高さ2m程のフェンスで囲み、広報用としてスピーカーを設置。

職員体制は、館長・住田利雄、副館長・梶川国男（非常勤職員）、事務員女子2名。私は1962年に職員となり、その後2～3年してから、地区住民以外から学生運動の経験もあり、部落問題に関心を持つ青年活動家が少しずつ間をおいて職員として就職し、この前後に藤本時春さんが副館長として、またその後、大川恵美子さんが職員となる。（その後も、地区の青年や婦人の活動家が職員として運動を支えていく）

隣保館建設当初、住田館長の意向として、地区住民だけではなく、地区外の人たちにも利用・交流してもらうことで開かれた隣保館にしたい、そのことにより、住吉地区の状況や「部落問題」に関心を持ってもらいたいという思いが強かったと思う。

隣保館事業と解放運動の高揚

青年会館からあった日掛け積立貯金（一口10円を基本に希望する町民に毎日集金にまわる）、廉売所（後に、事務所拡張のため廃止）、トラホーム診療所、簡易結婚式（館長立





ち合いの人前式)、地区外の個人・団体を対象とした安価な貸会場、町民の生活相談。

隣保館竣工まもなく、子どもの育成のため、50名ほどの中学生を集め、「隣明会」を発足、選挙により会長に吉田敏彦りんめいかいがなる。青年会も新たに会長に柏井浩さんがなり、主婦の会(会長：梶川泰子さん)と合わせて、各階層の会を中心に、卓球、フォークダンス、ハイキング、キャンプ(時には、他の同和地区と合同キャンプ)、絵画教室、補修授業、社交ダンス、和裁・洋裁・毛糸編み物、生け花、日本舞踊、料理講習会、歌声教室、など、地区外よりそれぞれ専門の先生に協力を得て、指導を受ける。また、子どもの育成には、住吉小・中学校の先生や、大阪女子大学の学生セツルメントの協力を得る。字の勉強会も始め(後に住吉輪読会=識字教室)に発展、現在に至る。

また、教養講座や各種見学会も折々に行なう。従来、ムラ(住吉地区)では、経済的理由や古い考え方などで、習い事をしたくてもできない環境にあり、社交性や情操教育には縁遠い状態であったが、隣保館ができたことによりこうした問題が著しく変化し、加えて地区の各階層団体がより充実していった。

これらの活動や事業と同時に、部落解放運動の活動家を育成するために、青年・婦人・壮年層ら40~50名を中心に「時事学習会」が始まる。ちょうどこのころは、社会の変動期で、

国民的大運動になった「日米安全保障条約(軍事同盟)反対闘争」「三井・三池炭鉱闘争」

「岡山県の結核患者で生活保護受給者の朝日茂さんが起こした訴訟、国は憲法25条に基づく健康で文化的な生活を営む権利を遵守せよ(=いわゆる朝日訴訟闘争)」

「ベトナム反戦闘争」「全国各地で発生した部落差別撤廃闘争」

「憲法学習会」など住田館長(支部長)をはじめ、解放同盟大阪府連や関係団体などの専門講師を呼んでの学習会が行われた。それらの学習会に参加していたメンバーが、その後、部落解放運動の中心的役割を果たしていく。

住吉地区(五町会)の実態調査を始める

上記の活動と並行して、住吉地区解放運動の高揚のために、住田・梶川さんの指示・指導のもと、私が入職して半年ぐらいから、地区住民の名前や世帯構成(家族数)、家屋の築年数や構造(バラックやアパートなど)、道路(路地裏など)、共同便所、井戸、共同水道、職業、など継ぎ足し継ぎ足しし、時には怒鳴られながら聞き取り調査をし、約440戸の町内地図を作り、その実態が浮き彫りになっていく。

解放同盟住吉支部として住吉地区住民の諸要求をまとめ、各種要求集会を開き、組織化を進めていく日常活動の積み重ねの中で、住民の意識も少しずつ変わり、いままでの町会のあり方や町ボスの不合理や理不尽なやり方に「おかしい」と考える人たちも増えていき、町内の民主化と町民の生活向上のための闘いが活発化していく。

町内事情の変化と市同促への加盟

当時、住吉区住吉町として、一町会から五町会があり、五町会が同和地区である。町会、日赤第五分団、地区内の寺である真願寺の檀家がムラの中であり、その世話役(役員)は富裕

層が多く、町内の運営を仕切っていた。中でも、共同浴場の維持・運営には関心が強く、改修が必要となった時にその資金繰りに苦勞するという状況が生じた。

そんな時、大阪市同和対策事業促進協議会（市同促）があり、それに参画すれば、同和地区の施設等に大阪市より助成金が受けられるとのことで、1953（昭和28）年9月に、市同促住吉地区協議会（会長・竹田實）を結成する。しかし、このころの同和対策事業は、同情からくる融和主義を基本とした同和対策事業であったため、部落解放同盟がその誤った行政姿勢を糾弾し、闘いを起こしていた。

これに共感した住田さんはじめ6名の人たちが、部落解放同盟住吉支部を結成（1956（昭和31）年）し、後の隣保館建設を機に高まる地域の部落解放運動によって市同促住吉地区協議会も必然的に変化を迫られ、地区協会長は、竹田實さんから梶川国男さんに代わることになる。

住吉隣保館占拠事件（1963（昭和38）年4月）

住吉地区における部落解放運動の高まりと同時に、一方では町ボスを中心とした保守的な人々は、依然として「寝た子を起こすな」「解放運動はアカの運動や」「部落、部落と言って、世間に余計に差別をひろげ、嫁にも行けんようになる」と部落解放運動に反対する反動的な全日本同和会の住吉支部を作り、町内の寺を拠点に町会の町ボスを中心とした保守的役員や、古い考えを持つ寺の檀家、一部青年らが解放運動反対活動のために日常的に寺に集結するようになった。

解放運動を進めようとする町民と、それに反対する町民とが二分割する中で、町ボスたちや保守的な連中に叱咤・激励された一部青年十余名ほどがある日突然、夜中に住吉隣保館に侵入

し、中から椅子・机などでバリケードをして占拠したのである。

その間、住吉支部は、青年・婦人を中心とした組織の活動家たちが梶川宅に集結し、住吉警察へ「不法侵入をやめさせろ」と要請や抗議に行ったり、占拠している連中に隣保館を取り巻いて拡声器などで「占拠をやめろ」「早く出てこい」などと屋上にいる連中と怒鳴り合ったり、町内に占拠の不当性を訴えるビラ配りやデモ活動をする中、とうとう三日目の夜中に占拠した連中はこっそりと出て行った。

その後も当分の間ムラでは、親子や兄弟姉妹などの間で「寺派（保守派）」と「隣保館派（解放運動推進派）」に分かれて揉めごとが続いた。

解放運動の高まりの中で国会請願と行政闘争

戦後、新しく日本国憲法が制定された。侵略戦争の反省のもと、「国民主権・徹底した平和主義・基本的人権の尊重」等、民主的國家の建設を世界に宣言したのである。しかし、それにも関わらず、今日いまだに部落差別が現存しているのは、部落（同和地区）の実態（住宅・道路・職業・教育・衛生等）が何ら改善されことなく、人間としての尊厳を放置してきたことに他ならない。そして、そのことが差別を生み、温存、助長してきた。これらは、全て國の責任であり、行政の怠慢である。この基本的な考え方と主張のもと、全國の民主主義運動と部落解放運動の高まりの中で、部落解放同盟の指導体制のもとで、国会請願や大阪府・市への行政闘争が行なわれていく。国会請願闘争は、全國の解放同盟が結集し、各政党にその支援・協力を求め、政府・各関係省庁に対しては、デモをはじめ直接談判する一大行動を起こした。

大阪市行政へは、解放同盟大阪府連の指導のもと、市内の支部が結集し、大衆とともに

(旧)市役所内の座り込みや、各政党の議員、市長・助役、関係局長に対する交渉で市役所内が身動きできないほどの大衆動員で埋め尽くした。

解放同盟住吉支部第10回大会の開催

1963(昭和38)年9月に、住吉隣保館の集会場で住吉支部第10回大会が開催された。10回大会は、初めて荊冠旗(部落解放同盟の組織の旗)を掲げて、ガリ版刷りの議案書が作成された大会だった。

大会では、当面の要求として、①住宅建設、②生活向上のための技能習得(自動車免許等の取得)、③子どもの学力向上(住吉小・中との連携)・進学率の向上(給付型奨学金の要求)、④生業資金(自営のやり繰り資金)、⑤生活困窮者に越年資金の給付、⑥公務員(現業職)への優先採用、⑦大阪府立病院の業者委託で働く清掃婦(20数名)の処遇改善、⑧住吉区福祉事務所に対してケースワーカーの隣保館への派遣、⑨住吉区保健所に対して保健婦の隣保館への派遣、⑩保育所の建設、⑪同和会住吉支部の粉砕、などが確認された。

その中でも、住宅建設は道路事情や衛生状態の改善をめざす上でまちづくりの中心的柱で、仕事面での生活向上、子どもの教育、社会教育、要求別組織作り、地区の民主化が主な内容であった。

また、10回大会は組織拡大に伴い、あらたな役員体制(執行部)が選出され、新体制が確立された大会でもあった。

1969(昭和44)年1月、A市議による生活保護受給者に対する差別事件

住吉区域の民生委員を選ぶ席で、A市議から「五町会(同和地区)の連中は働きもせんと無駄にお国の税金を使っている生活保護者が多



い」との発言があったが、同席していた町内の民生委員(町ボス)は反論もせず同調した事件である。その立場上、A市議、町ボスの責任は重大である。昔からA市議、町内ボスである民生委員、また、Yケースワーカーが一体となり、「生活保護費はお国のもの、あいつらは、それに義理を感じんでどうするねん」という普段の態度から、市議会選挙でA市議の投票を強要したり、町ボスの商売物を買うことを強要したり、ケースワーカーは町内を大手で歩き回り生活保護者の人たちはビビって顔を合わせないように逃げ回っていた経緯があった。

この事件を受けて、住吉支部は、糾弾闘争を展開していく。町ボス宅での直接抗議や、A市議宅への糾弾行動(町内から市議宅へのデモ行進と直接抗議)を行った。

以上、その後も解放運動は続くが、私の記述はここまでとします。

最後に

「教育にはじまり、教育に終わる」という住田支部長の言葉とも通じるが、すべての人が「個」を尊重し、すべての人の尊厳を遵守することなしに、矛盾や差別は解決しない。

現在でも形は変われども、差別の根源は生き続けている。これは、民主主義が徹底されていないことが原因である。

その解決のために、今必要なのは、世界からも称賛されている「日本国憲法」を守り、育て、実行することが必要である。世の中の差別や不条理は、それなしに解決されないと考える。

■住吉隣保事業推進協会のうごき

臨時理事会・臨時評議員会を開催しました

さる、2018年8月20日に臨時理事会、9月21日に臨時評議員会がそれぞれ住吉隣保事業推進センターにて開催されました。今回臨時理事会、評議員会では、持続可能な隣保館運営に向けて主に3点の議案について検討がされました。

1点目は、資産運用案についてで、資産運用の一部を見直し、安全性に留意しながら新たな運用をすることで経常収入を上げることが検討され、承認されました。

2点目は、2019年度より祝日を休館にする案が検討されました。利用率が極めてすくない祝日貸室利用の現状から、祝日を閉館としその分のコストを他の事業に振り向けるということが検討され、2019年度より祝日を閉館することが承認されました。

3点目は、賛助会員拡大に向けた取り組みについて討議がされ、法人事業を支援する賛助会員の輪を拡大することで、持続可能な隣保館運営につなげるための方策が検討されました。10月度を賛助会員拡大月間とし、会費納入口座の整備し広域からの参加を受けやすくし、センターの利用者、人権研修参加者等に加盟を呼びかけ、賛助会員拡大をめざすことが承認されました。

ご寄付のお願い

当法人では、総合生活相談（無料法律相談含む）、自主学习支援事業、就労支援事業、居場所・食育事業、識字・日本語教室支援、公益貸室事業、図書事業、人権教育推進事業などを公益目的事業として実施しています。

具体的には、支援を要する方々の身近な相談場所として、学習支援の場所として、また地域の誰にも開かれた交流の場所・居場所として、人権啓発の研修、講座、人権のまちづくりの拠点としての様々な事業を実施しており、これらは皆様のご寄付によって支えられています（ご寄付は、個人からだけでなく団体からも受け付けております）。

いただきましたご寄付は、法人で実施するこれらの公益目的事業の経費、住吉隣保事業推進センターの維持管理に使わせていただきます（本年度目標額：350万円。7月末で、1個人から50万円、1団体から50万円、合計100万円の寄付を頂いています。）

私たちの取り組みにご理解とご協力をぜひお願いいたします。

公益法人に対してご寄付された方は、税制上の優遇措置を受けられます。寄付額に応じて、個人又は法人の所得から一定額が控除されます（詳しくは事務局までご相談ください）。

【ご寄付の方法】

下記、口座にて銀行振込によるご寄付を受け付けています。直接事務局へのご持参いただいても結構です。

振込先口座①

みずほ銀行 住吉支店（店番号：471）

普通口座 (口座番号: 1606068)
 口座名義 公益財団法人住吉隣保事業推進協会

振込先口座②

大阪信用金庫 住吉支店 (店番号 041)
 普通口座 (口座番号 0115047)
 口座名義 公益財団法人住吉隣保事業推進協会

住吉隣保事業推進センター

(大阪市住吉区帝塚山東 5-6-15)
 電話 06-6674-3732)

* ご寄付いただく際には、寄付申込書に必要事項をご記入頂く必要があります。

賛助会員を募集しています!

住吉隣保事業推進協会は、法人の事業活動を後援する賛助会員を募集しています。

加入していただければ、当法人の活動をまとめた機関紙「すみりんニュース」をお送りします。また、当法人が主催する指定講座に参加費半額免除でご参加いただけます。

<年会費> 個人: 3,000円 団体: 10,000円

【申し込み方法】

所定の申込用紙に必要事項をご記入の上、年会費と一緒に、当法人にご提出ください。

■お知らせ

第26回住吉・住之江じんけんのつどい

日程: 2018年12月8日(土)12:45~17:00
 会場: 大阪市立住吉小学校 [講堂] ほか
 資料代: 500円

全体講演テーマ:

「インターネットの広がりとなされた差別問題(仮)」

講師: 松村元樹

(公益財団法人反差別・人権研究所みえ 常務理事)

【分科会 15:15~17:00】

分野	テーマ	会場
教育	① 【講演】 「多文化共生の地域づくり」(仮) 講師: 金 光敏 (コリアNGOセンター)	定員 60名 すみよし隣保館寿 3F 大会議室
	② 【講演】 「人権教育の視点で『特別の教科 道徳』を考える」 講師: 富田 稔 (天理大学)	定員 60名 住吉小学校 多目的室
福祉	① 【ワークショップ】 「私の介護体験からお伝えしたいこと(安心の介護の中で認知症を生きたい)」 講師: 和崎 光子 (弘済院家族の会)	定員 40名 総合福祉センター2 階大広間
	② 【講演】 「人権のまちづくり~“隣保館”と“福祉計画”の役割をかんがえる~」 講師: 大北規句雄 (株式会社HRCコンサルティング代表取締役) 企画: 人権まちづくりを考えるすみよし連続講座(12月例会)	定員 30名 すみよし隣保館 寿 1 階交流スペース
啓発	① 【ワークショップ】 「避難所の運営について」 講師: 山口和幸(大阪市危機管理室地域防災力向上アドバイザー) 小林資明(大阪市住吉区役所地域課 課長代理)	定員 40名 住吉住宅集会所
	② 【講演】 「地域活動のネットワーク作り フードバンクについて」 企画: 部落解放同盟住吉支部	定員 20名 なごみ交流スペース(特養なごみ1階)

■公益財団法人住吉隣保事業推進協会

ホームページアドレス

<http://sumiyoshi.or.jp>

* 「すみりんニュース」は、2カ月に1回、奇数月に発行致します。

